

※保険責任の開始日時：～2020/3/31 についてはこちらをご覧ください。→ [https://justincase.jp/smartphone/policy\\_doc\\_20180701-20200331.pdf](https://justincase.jp/smartphone/policy_doc_20180701-20200331.pdf)

## 目次

<b>I 普通保険約款</b> .....	<b>5</b>
<b>1章 総則</b> .....	<b>5</b>
1条 (用語の定義) .....	5
2条 (保険の対象) .....	7
3条 (保険証券の不発行) .....	8
<b>2章 保険金のお支払い</b> .....	<b>8</b>
4条 (保険金をお支払いする場合) .....	8
5条 (お支払いする保険金の額) .....	8
6条 (保険金をお支払いしない場合) .....	9
7条 (ほかの保険契約等がある場合の保険金の額) .....	10
8条 (保険料の増額または保険金の減額もしくは保険金の支払削減) .....	10
<b>3章 保険期間</b> .....	<b>10</b>
9条 (保険責任の開始日時) .....	10
10条 (保険責任の満了日時) .....	11
<b>4章 保険料の払込</b> .....	<b>12</b>
11条 (保険料の払込) .....	12
12条 (保険料払込猶予期間および契約失効、復活) .....	13
13条 (猶予期間中の保険金のお支払い) .....	13
<b>5章 保険契約の更新</b> .....	<b>13</b>
14条 (保険契約の更新) .....	13
15条 (更新時保険料割引) .....	15
<b>6章 保険契約の取消・無効</b> .....	<b>15</b>

16 条	(保険契約が取消または無効となる場合)	15
<b>7 章</b>	<b>告知義務および保険契約の解除</b>	<b>16</b>
17 条	(告知義務)	16
18 条	(告知義務違反による保険契約の解除)	16
19 条	(保険契約を解除しない場合)	17
20 条	(重大事由による保険契約の解除)	18
<b>8 章</b>	<b>保険金の請求手続き</b>	<b>19</b>
21 条	(保険金の請求手続き)	19
22 条	(保険金のお支払い方法と時期)	20
23 条	(保険金請求権の行使期間)	21
<b>9 章</b>	<b>解約および解約返戻金</b>	<b>21</b>
24 条	(保険契約の解約)	21
25 条	(解約返戻金)	21
<b>10 章</b>	<b>保険契約の管理</b>	<b>22</b>
26 条	(保険の対象の変更)	22
27 条	(保険契約内容の変更)	22
28 条	(契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更)	23
29 条	(保険料払込方法および払込方式の変更)	23
<b>11 章</b>	<b>契約者配当金</b>	<b>23</b>
30 条	(契約者配当金)	23
<b>12 章</b>	<b>その他</b>	<b>23</b>
31 条	(同一被保険者による複数契約)	23
32 条	(クーリングオフ)	24
33 条	(代位)	24
34 条	(訴訟の提起)	24

35 条	(準拠法)	25
<b>II</b>	<b>代替機費用特約</b>	<b>26</b>
1 条	(この特約の適用条件)	26
2 条	(用語の定義)	26
3 条	(保険金をお支払いする場合)	26
4 条	(お支払いする保険金の額)	27
5 条	(保険金の請求の手続き)	27
6 条	(保険期間)	28
7 条	(更新時保険料割引)	28
8 条	(解約返戻金)	28
9 条	(準用規定)	28
<b>III</b>	<b>1日モノ保険特約</b>	<b>28</b>
1 条	(この特約の適用条件)	28
2 条	(用語の定義)	29
3 条	(保険の対象)	29
4 条	(保険金をお支払いする場合)	29
5 条	(お支払いする保険金の額)	30
6 条	(保険責任の開始日時)	30
7 条	(保険期間)	30
8 条	(保険契約の更新)	30
9 条	(保険料割引)	31
10 条	(告知義務)	31
11 条	(解約返戻金)	32
12 条	(普通保険約款の適用除外)	32

13 条	(準用規定)	32
<b>IV</b>	<b>盗難紛失特約</b>	<b>32</b>
1 条	(この特約の適用条件)	32
2 条	(用語の定義)	32
3 条	(保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額)	33
4 条	(保険金の請求手続き)	33
5 条	(盗難紛失品発見後の通知義務)	34
6 条	(盗難紛失品の帰属)	34
7 条	(保険期間)	34
8 条	(更新時保険料割引)	35
9 条	(解約返戻金)	35
10 条	(準用規定)	35

## I 普通保険約款

### 1章 総則

#### 1条 (用語の定義)

この普通保険約款において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、それによります。

**契約者**：当社とこの保険契約を結び、契約上の様々な権利や義務を有する者で、保険契約確認証に記載されます。

**被保険者**：保険の対象の主たる使用者とし、この保険契約により補償を受ける者で、保険契約確認証に記載されます。契約者と同  
一であることも可能です。満 16 歳以上である者に限ります。

**当社：**株式会社 justInCase

**保険契約確認証：**この保険契約の締結およびその内容を証する表示であり、当社が契約者に専用アプリおよびマイページにより提供するものをいいます。

**端末：**電波法施行規則第2条第1項第15号に定める無線通信が可能な端末機器で、当社の提供する専用アプリをインストール可能なものをいいます。

**保険の対象：**この保険契約により補償される被保険者が使用する端末であって、保険契約確認証に記載されます。なお、充電器およびイヤフォンなどの付属機器を含みません。

**保険対象端末リスト：**保険の対象として指定可能な端末の一覧であり、当社ウェブサイト等において閲覧可能です。本リストは、当社の定めるところにより、随時更新されます。

**新品端末：**当社が指定する端末もしくは契約者または被保険者による新品購入時（以下、「新品購入時期」という）から6ヶ月以内の端末をいいます。当社が指定する端末は、保険対象端末リストで確認できます。

**中古端末：**新品端末以外の端末をいいます。新品購入時期から6ヶ月を超えた端末や、中古で購入した端末等が含まれます。

**当初販売開始時期：**保険対象端末リストに指定されたそれぞれの端末の販売が開始された時期をいいます。当社ウェブサイト等において閲覧可能です。

**補償対象損害：**保険の対象に生じた破損や汚損、水濡れおよび故障をいいます。

**修理費用：**保険の対象に補償対象損害が生じたことにより、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理または有償交換をするために、被保険者が負担する費用をいいます。修理費見積もりのための費用、郵送費用等の修理または有償交換のための付帯費用は除きます。

**修理不能：**保険の対象に補償対象損害が生じた場合において、修理または有償交換ができないことをいいます。

**保険金：**保険の対象に補償対象損害が生じた場合に、当社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

**支払上限額：**補償対象損害が発生した場合に、当社がお支払いする保険金の限度額となり、保険契約確認証に記載されます。

**修理不能保険金額：**保険の対象が修理不能となった場合の保険金の額です。支払上限額の50%とします。

**自己負担金額**：保険金のお支払いにあたって差し引かれる金額であって、保険契約確認証に記載されます。なお、自己負担金額は保険期間において生じた損害による保険金のお支払いの回数に応じて、当社の定めるところにより増加します。

**専用アプリ**：この保険契約の締結および保険契約確認証の確認のために当社が提供するアプリをいいます。この保険契約の締結の際に、契約者は専用アプリを保険の対象にインストールする必要があります。

**マイページ**：当社のウェブサイトにて契約者がログインすることで提示される契約情報（保険契約確認証を含む）を記載したウェブページをいいます。

**保険期間**：当社が保険責任を負う期間をいい、保険責任の開始日時に始まり、保険責任の満了日時に終わります。保険期間は保険契約確認証に記載されます。

**更新時保険料割引率**：保険期間中に保険金の請求が無かった場合に、更新後の保険契約に適用される保険料の割引率をいいます。当社の定めるところにより、基本更新時保険料割引率と安全スコアに基づき計算されます。

**基本更新時保険料割引率**：更新後の保険契約に適用される保険料の平均的な割引率をいいます。当社の定めるところにより計算します。

**安全スコア**：被保険者の補償対象損害の発生の可能性に基づき、当社の定めるところにより計算します。安全スコアが高いほど更新時保険料割引率が高くなります。

**保険媒介者**：お客様と当社の保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。保険契約の締結の代理権はありません。

## 2条 (保険の対象)

保険の対象は、次の条件を全て満たしている必要があります。

- ① 保険契約申込時において保険対象端末リストに記載された端末であること。ただし、現在加入している保険契約を更新する場合はこの限りではありません。
- ② 専用アプリがインストールされ、正常に機能しているものであること。

### 3条 (保険証券の不発行)

1. 当社は、この保険契約において、保険証券を発行しません。
2. 当社は、この保険契約の内容を記載した保険契約確認証を専用アプリおよびマイページで提示します。

## 2章 保険金のお支払い

### 4条 (保険金をお支払いする場合)

1. 当社は、この普通保険約款に従い、保険期間中に保険の対象に生じた補償対象損害によって、被保険者が修理費用を負担した場合、または修理不能となった場合に、被保険者に保険金をお支払いします。
2. 保険金お支払いの対象となる補償対象損害は次のいずれかに該当するものとします。ただし、すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損傷は除きます。
  - ①故障
  - ②不測かつ突発的な事故に起因する、破損や汚損、および水濡れ

### 5条 (お支払いする保険金の額)

1. 第4条(保険金をお支払いする場合)に該当した場合に、当社がお支払いする保険金の額は、次の金額から自己負担金額を差し引いた額とします。ただし、保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いする保険金の総額は支払上限額を限度とします。
  - ①保険の対象を修理または有償交換した場合には、負担した修理費用
  - ②保険の対象が修理不能である場合には、修理不能保険金額



2. 前記 1. の額のうち第三者からの回収金がある場合において、回収金の額が自己負担金額を超えるときは、当社は前記 1. の額からその超過額を差し引いて保険金をお支払いします。
3. 保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いする保険金の総額が支払上限額に達した場合、その補償対象損害が生じた日にこの保険契約は終了します。この場合において、保険料の払込方式が一括払であるときは、第 25 条(解約返戻金)で定める金額を契約者に返還します。

6条 (保険金をお支払いしない場合)

1. 当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
  - ①盗難
  - ②置き忘れ、紛失
  - ③保険の対象の経年劣化（バッテリー交換を含む）
2. 当社は、次のいずれかに該当する損害については、保険金をお支払いしません。
  - ①保険責任の開始日時より前に発生した損害
  - ②契約者もしくは被保険者<sup>(注)</sup>またはこれらの者の法定代理人、または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失または法令違反によって生じた損害  
(注) これらと生計を同じくする親族を含みます。
  - ③保険の対象に加工や改造（修理業者による修理を除く）を行ったことによる損害
  - ④保険の対象の製造メーカーの瑕疵による故障等<sup>(注)</sup>による損害  
(注) 製造メーカーが補償すべきものをいいます。
  - ⑤戦争、テロ、地震、津波、噴火、水災、台風、放射線事故によって生じた損害
  - ⑥コンピューターウイルスによる障害に起因した損害
  - ⑦日本国外で生じた損害
3. 前記 1.および前記 2.に該当する場合であっても、この保険契約は終了しません。

7条 (ほかの保険契約等がある場合の保険金の額)

当社は、補償対象損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、その保険契約等から既に保険金の支払いを受けている場合には、第5条（お支払いする保険金の額）に定める保険金の額からその金額を控除した額をお支払いします。

8条 (保険料の増額または保険金の減額もしくは保険金の支払削減)

1. 当社は、保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 当社は、保険期間中の保険金支払が当社の想定を超えて著しく増加し、保険金のお支払いのための財源が不足する場合には、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 当社は、前記1.および前記2.の適用を行う場合には、契約者に速やかに通知します。この場合、通知を行う前に発生した補償対象損害に対する保険金については、前記1.の保険金額の減額、前記2.の保険金支払いの削減は行いません。

### 3章 保険期間

9条 (保険責任の開始日時)

1. 保険責任の開始する日時は次のとおりとします。
  - ①保険の対象が新品端末である場合には、保険契約の申込に対しての当社承諾日時<sup>(注1)</sup>と、初回保険料<sup>(注2)</sup>の受領日時の最も遅い日時
  - ②保険の対象が中古端末である場合には、保険契約の申込日時の属する月の翌月初日と、初回保険料の受領日時および当社承諾日時の最も遅い日時

(注1): 保険契約の申込みを承諾した場合、当社は保険契約確認証を発行し、これをもって承諾の通知とします。保険契約は、当社が承諾の通知を発した時に成立するものとします。

(注2): 初回保険料には一括払保険料も含むものとします。以下同様です。

2. 保険責任の開始日時が月中である場合、その月の日数とその月の残存日数に応じて初回保険料を日割り計算します。例えば、保険料の払込方式が月払の場合で、保険責任の開始日時が12月20日の場合、月払保険料に $(12 \div 31)$ を乗じた金額<sup>(注)</sup>を初回保険料とします。なお、保険責任の開始日が初回保険料の受領日より遅い場合、遅れた期間に対応する保険料の返金を行います。返金は、払込方法に応じて当社が指定した方法により行います。

(注) 1円未満の端数を切り捨てて計算します。

3. 初回保険料の受領日時は、次の日時とします。

- ① 初回保険料の払込方法が第11条（保険料の払込）1. ①に定めるクレジットカードによる払込である場合は、クレジットカードのオーソリゼーション取得日時
- ② 初回保険料の払込方法が第11条（保険料の払込）1. ②から⑧に定める払込である場合は、各払込方法について、決済サービス提供者が認証および承認した日時
- ③ 各種払込方法を併用した場合には、前記①と前記②のいずれか遅い日時

4. 更新契約の責任開始日時は、更新前契約の満了直後とします。

#### 10条 （保険責任の満了日時）

保険責任の満了日時は、保険契約確認証に記載の保険期間満了日時です。

## 4章 保険料の払込

### 11条 (保険料の払込)

1. 保険料の払込方式は、月払または一括払とします。契約者は、第2回目以降の保険料（更新契約の保険料を含みます）について、次のいずれかの払込方法もしくはこれらの併用により、払込期日までに払込むものとします。
  - ① クレジットカード
  - ② デビットカード
  - ③ Apple Pay、Kyash、Origami Pay、Line Pay 等、前記①および②と同等の決済手段と当社が定めるもの
  - ④ 携帯電話キャリア決済サービス
  - ⑤ 電子マネー決済サービス（第三者型前払式支払手段を含む）
  - ⑥ 各種ポイント支払（Tポイント、楽天ポイント、Pontaポイント等）<sup>(注)</sup>  
(注) 一括払には使用できません。
  - ⑦ コンビニエンスストア決済サービス
  - ⑧ その他当社が定める決済手段
2. 前記1.のうち、使用可能な払込方式と払込方法の組み合わせは、当社ウェブサイトおよび専用アプリにて随時確認可能です。
3. 前記1.の第2回目以降の保険料の払込期日は払込方式に応じて次のとおりとします。
  - ① 月払  
補償を受ける月の末日
  - ② 一括払  
保険期間の初日の属する月の末日
4. 書面での保険料の領収書は発行しません。

12条 (保険料払込猶予期間および契約失効、復活)

1. 第2回目以降の保険料の払込については、払込期日の翌月初日から末日までの保険料払込猶予期間（以下、「猶予期間」といいます）があります。
2. 猶予期間末日までに払込まれるべき保険料の払込がない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。
3. 保険契約が失効した場合の取扱いは以下のとおりです。
  - ① 保険契約が失効した日の属する月に契約者に失効を専用アプリ等により通知します。
  - ② 失効日以降に保険金お支払いの対象となる補償対象損害が生じても保険金をお支払いしません。
4. この保険契約は、契約の復活を取扱いません。すなわち、保険契約が失効した場合には再度契約申込を行う必要があります。この場合、更新契約ではないため、更新時保険料割引の適用はありません。

13条 (猶予期間中の保険金のお支払い)

1. 猶予期間満了日まで保険料の払込を怠った場合は、その保険料の払込期日翌日以降に生じた補償対象損害に対し、当社は保険金をお支払いしません。
2. 猶予期間中に発生した補償対象損害に関しては、ただちに保険料を支払わなければ当社は保険金をお支払いしません。

## 5章 保険契約の更新

14条 (保険契約の更新)

1. 当社は、保険期間満了日の5日前までに、契約者に専用アプリ等にて保険契約の更新案内（以下、「更新案内」といいます）を送信します。

2. 契約者は、更新案内に記載の更新後の保険契約の内容に変更すべき事項がある場合には、保険期間満了日の前日までに専用アプリ等により当社に変更事項を通知する必要があります。
3. 更新案内には、更新後契約の更新時保険料割引額を提示します。
4. 契約者から、保険期間満了日の前日までに特段の意思表示がない場合には、保険契約は更新前の保険契約の責任開始日時における支払上限額と自己負担金額で更新されます（ただし6.②または③の調整がなされる場合はこの限りではありません。）。保険期間満了日の前日までに契約の更新をしないことの意味表示があった場合には、保険契約は更新されません。契約の更新をしないことの意味表示は更新案内の受信以前にも行うことができます。
5. 保険契約が更新された場合には、第15条（更新時保険料割引）の規定に従い、更新契約の保険料に更新時保険料割引が適用されます。当社は新たに保険契約確認証を、専用アプリおよびマイページにより提示します。
6. 当社は、保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しを次のように取扱います。
  - ① 保険料等を見直す場合  
当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、更新時の保険料の増額または支払上限額の減額を行うことがあります。
  - ② 自己負担金額を見直す場合  
当社は、修理費用等の実勢価格をモニタリングし、選択可能な自己負担金額を変更することがあります。更新前の保険契約で選択された自己負担金額が更新後の保険契約で選択できない場合、保険料も調整されます。なお、選択可能な自己負担金額は当社ウェブサイト等で随時確認可能とします。
  - ③ 支払上限額を見直す場合  
当社は、保険の対象の保険価額<sup>(注)</sup>と支払上限額を比較し、支払上限額が保険価額<sup>(注)</sup>よりも大きい場合には支払上限額を減額し保険価額<sup>(注)</sup>以下となるように調整します。その場合、保険料も調整されます。なお、選択可能な支払上限額は当社ウェブサイト等で随時確認可能とします。  
(注) 保険の対象と同等のものを再取得するために必要な金額（再調達価額）をいいます。
  - ④ 更新を引受けない場合  
(ア) 当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、契約者に予め通知した上で、保険契約を更新しない場合があります。

(イ)更新前契約の保険金請求履歴や、安全スコアが著しく悪い場合には、当社の定めるところにより、保険契約を更新しない場合があります。

(ウ)保険の対象が、当社の定めるところにより、当初販売開始時期から著しく時間が経過し、製造メーカーのサポート対象外となっている場合等には、保険契約を更新しない場合があります。

#### 15条 (更新時保険料割引)

1. 保険契約が更新される場合において、更新前の保険契約において保険金の請求がない場合（この保険契約に特約が付帯される場合には特約に基づく保険金の請求もない場合）には、更新前の保険契約の（割引前）保険料総額に更新時保険料割引率を乗じた額を、更新時保険料割引として更新後の保険契約の保険料から割引します。
2. 更新時保険料割引は、更新後の保険契約の保険料の払込方式が月払である場合には、各月に払込むべき保険料に対して均等とします。例えば、払込回数が3回である場合は更新時保険料割引×1/3、払込回数が12回である場合は更新時保険料割引×1/12が保険料割引として各月に払込む保険料に対して適用されます（1円未満の端数を切り捨てて計算します。）。
3. 更新時保険料割引は、保険契約が更新されない場合および更新前の保険契約において保険金の請求がされた場合には、適用されません。ただし、保険契約更新後に更新前の保険契約に対する保険金の請求が行われた場合には、当社はその補償対象損害に対する保険金の額と既に適用された更新時保険料割引の額を相殺することで更新後の保険料を調整<sup>(注)</sup>する場合があります。

(注) 調整の結果、追加の保険料が必要となった場合には、当該追加の保険料の払込を必要としません。

## 6章 保険契約の取消・無効

#### 16条 (保険契約が取消または無効となる場合)

1. 契約者または被保険者の詐欺または強迫により当社が保険契約を締結した場合には、この保険契約を取消ことができ、既に払込まれた保険料は返還しません。

2. 契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、当社はこの保険契約を無効とし、既に払込まれた保険料は返還しません。

## 7章 告知義務および保険契約の解除

### 17条 (告知義務)

契約者は、保険契約の締結の際に、補償対象損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、専用アプリ等における所定フォームの入力事項として当社が告知を求めたもの（以下、「告知事項」といいます）を、事実に基づき正確に入力し、当社に送信することを要します。なお、告知事項には以下が含まれますが、当社の判断で不要とすることがあります。

- ① 保険の対象の購入時期と、新品端末か中古端末かの事実
- ② 保険の対象のシリアル番号(IMEI 番号等)
- ③ 保険の申込日時において、保険の対象に、補償対象損害が発生していないこと
- ④ 保険の対象となる端末を鏡に映し、端末に内蔵されたカメラで撮影した写真または動画

### 18条 (告知義務違反による保険契約の解除)

1. 契約者または被保険者は、告知事項について、故意もしくは重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 当社は、保険金お支払いの対象となる補償対象損害が発生した後においても、前記1.の規定によって保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、その補償対象損害に対して、当社は保険金をお支払いしません。また、既に保険金を支払っていた場合には、その返還を請求することができます。



3. 前記 2. の規定にかかわらず、保険金お支払いの対象となる補償対象損害の発生がこの保険契約の解除の原因となった事実または事項と関係がなかったことを契約者もしくは被保険者が証明した場合には、当社は、保険金をお支払いします。
4. 当社は、前記 1. または 2. の規定によってこの保険契約を解除する場合には、契約者に解除の通知を行います。ただし、正当な事由により契約者に通知が出来ない場合には、被保険者に解除の通知を行います。
5. 当社は、前記 1. または 2. の規定によってこの保険契約を解除する場合の、既に払込まれた保険料の返還は次のとおりとします。
  - ① 保険料の払込方式が月払の場合は、保険料の返還はありません。ただし、解除した日の属する月の翌月以降の保険料の入金を確認した場合には、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。
  - ② 保険料の払込方式が一括払の場合は、解除した日の属する月の月末を基準とした、第 25 条(解約返戻金)で定める金額を返還します。

#### 19条 (保険契約を解除しない場合)

1. 当社は、次の場合には、第 18 条 (告知義務違反による保険契約の解除) の規定にかかわらず保険契約を解除しません。
  - ① 当社が、保険契約締結の際、保険契約の解除の原因となる事実を知っていた場合、または過失のためにこれを知らなかった場合。
  - ② 保険媒介者が、契約者または被保険者が告知事項の告知をすることを妨げた場合。
  - ③ 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、告知事項の告知をしないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合。
  - ④ 当社が、保険契約の解除の原因となる事実を知った日 (事実を知った後であっても正当な事由によって解除の通知ができない場合には、その通知ができる日) からその日を含めて 1 ヶ月以内に解除の通知を行わなかった場合。
  - ⑤ 初年度の保険契約締結日からその日を含めて 5 年を超えて有効に継続した場合。

2. 前記 1. ②および③の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為が無かったとした場合でも、契約者または被保険者が、告知義務の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

#### 20条 (重大事由による保険契約の解除)

1. 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- ① 契約者または被保険者が保険金を詐取する目的または他人に保険金を詐取させる目的で補償対象損害の原因となる事故招致（未遂を含む）をしたこと。
  - ② 保険金の請求に関し、契約者または被保険者が詐欺行為を行ったこと（未遂を含む）。
  - ③ 契約者または被保険者<sup>(注1)</sup>が、次のいずれかに該当すること。
    - (ア) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>に該当すると認められること。
    - (イ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
    - (ウ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>を不当に利用していると認められること。
    - (エ) 法人である場合において、反社会的勢力<sup>(注)</sup>がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - (オ) 反社会的勢力<sup>(注2)</sup>と社会的に批判されるべき関係を有していると認められること。
- (注1) 被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (注2) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ④ 前記①から③に掲げるもののほか、契約者または被保険者に、この保険契約を存続することを期待し得ない、前記①②③に掲げる事由と同等の事由があること。

2. 当社は、前記 1. の規定による解除が補償対象損害の発生した後になされた場合であっても、前記 1. の規定によってこの保険契約が解除となる原因が生じた時から解除がなされた時まで発生した補償対象損害に対して、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。
3. 契約者または被保険者が前記 1. ③（ア）から（オ）までのいずれかに該当することにより前記 1. の規定による解除がなされた場合には、前記 2. の規定は、次の損害については適用しません。  
前記 1. ③（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
4. 本条による解除は、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者への通知が正当な事由によってできない場合には、被保険者に解除の通知を行います。
5. 当社は、前記 1. の規定によってこの保険契約を解除した場合の、既に払込まれた保険料の返還は次のとおりとします。
  - ① 保険料の払込方式が月払の場合は、保険料の返還はありません。ただし、解除した日の属する月の翌月以降の保険料の入金を確認した場合には、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。
  - ② 保険料の払込方式が一括払の場合は、解除した日の属する月の月末を基準とした、第 25 条(解約返戻金)で定める金額を返還します。

## 8章 保険金の請求手続き

### 21条 (保険金の請求手続き)

1. 被保険者は、保険金のお支払いを受けようとする場合、遅延なく当社に通知してください。
2. 保険金の請求に必要な情報は下記のうち当社の定めるものであり、被保険者は保険金のお支払いを請求する場合は、専用アプリまたはマイページ等によりこれらの情報を当社に通知しなければなりません。
  - ① 損害報告書兼保険金請求書
  - ② 次の情報
    - (ア) 補償対象損害により保険の対象が修理不能となった場合は、それが示された証拠
    - (イ) 前記（ア）以外の場合は、補償対象損害の状態および修理費用が確認できる修理レポート

- ③ 補償対象損害の原因となった事故または故障の発生日時と、その状況の説明
- ④ その他当社が定める情報（写真、動画、音声を含む）
- 3. 当社は、保険金のお支払いのために必要と認めたときには、被保険者に、事実の確認を行うことがあります。
- 4. 前記3.の事実の確認に際し、被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答を拒んだと認められる場合、当社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金をお支払いしません。
- 5. 当社の定める提携修理業者（当社ウェブサイトを確認することが可能です）で修理がなされる場合には、当社は被保険者からの指図によりその修理業者に直接保険金をお支払いします（この場合には提携修理業者に対する保険金のお支払いにより、被保険者に対する保険金のお支払いがなされたものとみなします）。

#### 22条 （保険金のお支払い方法と時期）

- 1. 当社は、保険金請求があった場合には、保険金お支払いのために必要な次の事実の確認を行います。
  - ① 補償対象損害の原因となった事故または故障に該当する事実の有無
  - ② 補償対象損害により生じた損害の額と、補償対象損害の原因となった事故または故障との因果関係
  - ③ 補償対象損害の原因となった事故または故障が発生した原因および状況（被保険者の関与の有無、保険契約の締結に至る事情等を含む）
  - ④ 専用アプリから取得される情報と、保険金請求の際に第21条（保険金の請求手続き）により通知がなされた情報との整合性と妥当性
  - ⑤ 補償対象損害の原因となった事故の発生後の被保険者その他の関係者の対応
  - ⑥ 前記①から⑤までのほか、他の保険契約の有無および内容等、当社がお支払いすべき保険金の額を確定するために必要な事項

2. 当社は、保険金請求に必要な情報（当社からの追加質問や確認事項への返答も含む）が専用アプリまたはマイページ等により通知され当社が確認した日（以下、「当社が請求を受付けた日」といいます）の翌日からその日を含めて10営業日以内に、前記1.の確認を終え、保険金をお支払いします。
3. 前記2.にかかわらず、警察・消防等の公の機関に対して当該機関の指定する方法による照会が必要な場合には、当社は前記1.に定める事実の確認を行った上で、当社が請求を受付けた日から60日を経過する日までに保険金をお支払いします。
4. 前記1.から3.までの規定による保険金のお支払いは、予め申告を受けた金融機関口座に、振込をもって行うものとします。

#### 23条 （保険金請求権の行使期間）

1. 当社に対する保険金の請求権は、保険金お支払いの対象となる補償対象損害の発生の時から発生し、これを行行使することができます。
2. 保険金の請求権は、保険金お支払いの対象となる補償対象損害の発生日から起算して3年間請求がない場合消滅します。

### 9章 解約および解約返戻金

#### 24条 （保険契約の解約）

契約者は、専用アプリ等の、当社が提供する画面への所要事項の入力と当社への送信により、いつでもこの保険契約を解約することができます。解約日は当社が当該送信事項を受信した日時とします。保険契約の解約は、将来に向かって効力を生じます。

#### 25条 （解約返戻金）

1. 保険契約を解約する場合の保険料の返還については次のとおりです。ただし、保険責任の開始日時より前に解約された場合には、既に払込まれた保険料の全額を返還します。  
①保険料の払込方式が月払の場合、解約返戻金はありません。ただし、解約日の属する月の翌月以降の保険料の入金を確認し

た場合は、翌月以降の保険料に相当する額の全額を返還します。

②保険料の払込方式が一括払の場合、既に払込まれた保険料のうち、別表 1 に掲げる返戻率を解約日の属する月の月末を基準として計算した金額<sup>(注)</sup>を返還します。

(注) 1 円未満の端数を切り捨てて計算します。

2. 解約返戻金のお支払い方法と時期については、第 22 条(保険金のお支払い方法と時期)4.の規定を準用します。

## 10章 保険契約の管理

### 26条 (保険の対象の変更)

1. 保険期間の中途において、保険の対象を変更しようとする場合、契約者は、遅延なくその旨を専用アプリ等により当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
2. 前記 1. の承認がされた場合、保険期間の中途において、保険料は変わりません。
3. 当社は、契約者が、前記 1. の事実が発生しているにもかかわらず、前記 1. の手続きを怠った場合には、前記 1. の事実の発生したときまたは契約者がその発生を知ったときから、当社が前記 1. の変更にかかる当社への送信を受信するまでの間に生じた損害に対しては、保険金をお支払いしない場合があります。

### 27条 (保険契約内容の変更)

この保険契約の被保険者、支払上限額および自己負担金額は、保険期間の中途において変更することはできません。また、保険契約上の一切の権利・義務を契約者が第三者に承継させることはできません。

28条 (契約者、被保険者の住所その他登録情報の変更)

1. 契約者は、契約者もしくは被保険者が住所または居所<sup>(注)</sup> その他の登録情報を変更した場合には、専用アプリまたはマイページ等により、遅延なく当社に通知するものとします。
2. 契約者が、前記1.の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の住所または居所<sup>(注)</sup> 宛に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

(注) 電子メールや携帯電話番号等の通信先を含みます。

29条 (保険料払込方法および払込方式の変更)

この保険契約の保険料の払込方法および払込方式は、保険期間の中途において変更することはできません。ただし、当社が承諾をした場合はこの限りではありません。

## 11章 契約者配当金

30条 (契約者配当金)

この保険に契約者配当金はありません。

## 12章 その他

31条 (同一被保険者による複数契約)

契約者は、この保険契約の被保険者と同一の者を被保険者とする他の保険契約を締結することができます。この場合においては、それぞれの保険契約ごとに携帯電話番号認証（当社の定める同等のものを含みます）が必要となります。

32条 (クーリングオフ)

この保険契約は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象としません。

33条 (代位)

1. 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払った場合には、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。
  - ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
  - ② 前記①以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
2. 前記1.の②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
3. 契約者および被保険者（これらの者の代理人を含む）は当社が取得する前記1.の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

34条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、当社の本店の所在地または契約者もしくは被保険者<sup>(注)</sup>の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって、合意による管轄裁判所とします。

(注) 被保険者が2人以上いるときはその代表者とします。



35条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

別表 1(返戻率)

残存期間 <sup>(注)</sup>	保険期間			
	12ヶ月	9ヶ月	6ヶ月	3ヶ月
11ヶ月	75%			
10ヶ月	65%			
9ヶ月	55%			
8ヶ月	45%	70%		
7ヶ月	35%	55%		
6ヶ月	30%	45%		
5ヶ月	25%	35%	65%	
4ヶ月	20%	25%	45%	
3ヶ月	15%	20%	33%	
2ヶ月	10%	10%	20%	45%
1ヶ月	5%	5%	10%	20%
0ヶ月	0%	0%	0%	0%

(注) 残存期間とは、基準とする日から保険期間満了日までの期間をいいます。

## II 代替機費用特約

### 1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

### 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**代替機費用支払上限額**：この特約の第3条（保険金をお支払いする場合）により当社がお支払いする保険金の限度額となり、保険契約確認証に記載されます。

**レンタル**：被保険者が普通保険約款の保険の対象の代替となる端末を、有償で借りることをいいます。

### 3条 (保険金をお支払いする場合)

普通保険約款の第4条（保険金をお支払いする場合）2.に定める保険金のお支払い対象となる補償対象損害が発生し、被保険者が保険の対象の代替となる端末をレンタルして費用負担した場合に、被保険者に保険金をお支払いします。

4条 (お支払いする保険金の額)

普通保険約款の5条(お支払いする保険金の額)1.は、

「  
この特約の第3条(保険金をお支払いする場合)に該当した場合に、当社がお支払いする保険金の額は、被保険者が負担したレンタル費用とし、代替機費用支払上限額を限度とします。  
」、

普通保険約款の5条(お支払いする保険金の額)3.は、

「  
保険期間中に生じた補償対象損害に対してお支払いするこの特約の保険金の総額が代替機費用支払上限額に達した場合、その補償対象損害が生じた日にこの特約は終了します。この場合において、保険料の払込方式が一括払であるときは、この特約の第8条(解約返戻金)で定める金額を契約者に返還します。  
」

と読み替えます。

5条 (保険金の請求の手続き)

普通保険約款の第21条(保険金の請求手続き)2.の保険金請求に必要な情報に以下を追加します。

「レンタル契約とレンタル費用の内容が確認可能な書類」

6条 (保険期間)

この特約の保険期間は普通保険約款に基づく保険契約の保険期間と同一とします。また、保険期間の中途の付帯は認めず、普通保険約款に基づく保険契約の契約締結時もしくは更新時のみ付帯可能とします。なお、普通保険約款に基づく保険契約が終了した場合、この特約も終了します。ただし、普通保険約款に基づく保険契約が有効である期間に補償対象損害が発生し、その補償対象損害に起因するレンタル費用が発生した場合には、保険金をお支払いします。

7条 (更新時保険料割引)

この特約の更新時保険料割引は、普通保険約款の規定を準用します。

8条 (解約返戻金)

この特約の解約返戻金の取り扱いは普通保険約款の規定を準用します。

9条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

### III 1日モノ保険特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

## 2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。

**身の回りの品リスト**：この特約で保険の対象として指定可能な身の回りの品の一覧であり、当社ウェブサイト等において閲覧可能です。本リストは、当社の定めるところにより、随時更新されます。

**1日モノ保険支払上限額**：補償対象損害が発生した場合に、当社が支払う保険金の限度額となり、保険契約確認証に記載されます。

**1日モノ保険修理不能保険金額**：この特約の保険の対象が修理不能となった場合の保険金の額です。1日モノ保険支払上限額の50%とします。

**1日モノ保険自己負担金額**：この特約の保険金のお支払いにあたって差し引かれる金額であって、保険契約確認証に記載されます。

## 3条 (保険の対象)

普通保険約款の第2条(保険の対象)を

「被保険者が使用する身の回りの品で、身の回りの品リストの中からこの特約の締結時に指定したものとします。」と読み替えます。

## 4条 (保険金をお支払いする場合)

この特約の保険期間中に、この特約の保険の対象に生じた補償対象損害によって、被保険者が修理費用を負担した場合、または修理不能となった場合に、被保険者に保険金をお支払いします。

5条 (お支払いする保険金の額)

普通保険約款の第5条(お支払いする保険金の額)の規定中、

「支払上限額」とあるのは「1日モノ保険支払上限額」、「修理不能保険金額」とあるのは「1日モノ保険修理不能保険金額」、「自己負担金額」とあるのは「1日モノ保険自己負担金額」と読み替えます。

6条 (保険責任の開始日時)

普通保険約款の第9条(保険責任の開始日時)の1.を、

「保険責任の開始する日時は、この特約の申込に対しての当社承諾日時と、保険料の受領日時の最も遅い日時以降で、契約者の指定した日時とします。なお、保険責任の開始する日時までに保険料の払込がない場合、この特約の申込は無効となります。

」

と読み替え、2.および4.は適用しません。

7条 (保険期間)

この特約の保険期間は、この特約の申込時に契約者が指定した期間とします。なお、普通保険約款に基づく保険契約が終了した場合、この特約も終了します。

8条 (保険契約の更新)

普通保険約款の第14条(保険契約の更新)は、

「この特約に更新はありません。

」

と読み替えます。

#### 9条 (保険料割引)

1. この特約は更新を取扱わないため、普通保険約款の第15条(更新時保険料割引)は、適用しません。
2. 普通保険約款の保険契約において更新時保険料割引が適用されている場合、この特約の保険料は割引が適用されます。
3. 前記2.の保険料割引額は、割引の前の保険料に普通保険約款の更新時保険料割引率を乗じることで計算<sup>(注)</sup>します。  
(注) 1円未満の端数を切り捨てて計算します。
4. 普通保険約款の保険契約更新後に更新前の保険契約に対する保険金<sup>(注1)</sup>の請求が行われた場合には、当社はその補償対象損害に対する保険金の額と既に適用された保険料割引の額を相殺することで保険料を調整<sup>(注2)</sup>する場合があります。  
(注1) 普通保険約款の保険契約とそれに付帯する全ての特約の保険金を含みます。  
(注2) 調整の結果、追加の保険料が必要となった場合には、当該追加の保険料の払込を必要としません。

#### 10条 (告知義務)

普通保険約款の第17条(告知義務)の1.①から④は、

「

- ① 保険の対象の製造メーカーおよび型番
- ② 保険申込時点において、保険の対象に、補償対象損害が発生していないこと
- ③ 保険の対象を、普通保険約款の保険の対象の端末に内蔵されたカメラで撮影した写真または動画

」

と読み替えます。

11条 (解約返戻金)

普通保険約款の第 25 条(解約返戻金)は、  
「この特約に解約返戻金はありません。」  
と読み替えます。

12条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款の第 26 条(保険の対象の変更)は、この特約では保険の対象の変更は扱わないため、適用しません。

13条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。

#### IV 盗難紛失特約

1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約確認証にこの特約が表示される場合に適用されます。

2条 (用語の定義)

この特約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定める定義のある場合は、この限りではありません。



**盗難紛失保険金額**：普通保険約款の保険の対象が盗難または紛失した場合の保険金の額です。普通保険約款の支払上限額の 50%とします。

3条 (保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金の額)

1. 当社は、この特約により、普通保険約款の第 6 条（保険金をお支払いしない場合）1. ①および②の規定にかかわらず、保険の対象が以下の損害を受けた場合、当社は、盗難紛失保険金額を限度として以下の金額の保険金をお支払いします。
  - ①保険の対象が盗難または紛失した場合  
盗難紛失保険金額
  - ②保険の対象が盗難または紛失を原因として、普通保険約款の第 4 条（保険金をお支払いする場合）2. に定める補償対象損害を受けた場合  
普通保険約款の第 5 条（お支払いする保険金の額）1. ①および②の金額
2. 保険期間中に生じた盗難または紛失を原因とする、この特約でお支払いする保険金の総額が盗難紛失保険金額に達した場合、盗難または紛失が生じた日にこの特約は終了します。この場合において、保険料の払込方式が一括払であるときは、この特約の第 9 条(解約返戻金)で定める金額を契約者に返還します。

4条 (保険金の請求手続き)

普通保険約款の第 21 条(保険金の請求手続き)2. の保険金請求に必要な情報に以下を追加します。

「盗難または紛失による損害の場合は、警察署の発行する証明書またはこれに代わるべき書類」

5条 (盗難紛失品発見後の通知義務)

契約者または被保険者は、盗取された、または紛失した保険の対象を発見した場合または回収した場合は、遅延なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

6条 (盗難紛失品の帰属)

1. 盗取された、または紛失した保険の対象について、当社が保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、その回収物について盗難または紛失の損害は生じなかったものとみなします。
2. 盗取された、または紛失した保険の対象について、当社が保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は保険金の保険価額<sup>(注)</sup>に対する割合によって、当社に移転します。ただし、被保険者は、支払を受けた保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。  
(注) 保険の対象と同等のものを再取得するために必要な金額(再調達価額)をいいます。
3. 前記2.のただし書に規定する場合においても、被保険者は、回収されるまでの間に生じた保険の対象の損傷または汚損の損害に対する修理費用について、盗難紛失保険金額を限度として保険金を請求することができます。

7条 (保険期間)

この特約の保険期間は普通保険約款に基づく保険契約の保険期間と同一とします。また、保険期間の中途の付帯は認めず、普通保険約款に基づく保険契約の契約締結時もしくは更新時のみ付帯可能とします。なお、普通保険約款に基づく保険契約が終了した場合、この特約も終了します。

8条 (更新時保険料割引)

この特約の更新時保険料割引は、普通保険約款の規定を準用します。

9条 (解約返戻金)

この特約の解約返戻金の取り扱いは、普通保険約款の規定を準用します。

10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。